

# 事故防止及び報告の徹底について

## 1 報告を要する事故について

介護保険施設において、介護サービス提供時に事故が発生した場合は、法令に規定されているとおり、速やかに必要な措置を講じなければなりません。事故の発生が確認された際は、速やかに入居者家族等に連絡をすると共に、市への報告を行ってください。

### 報告を要する事故の例

- (1)利用者が、介護サービスの提供時に病気等の自然死以外の原因で死亡した場合
- (2)利用者が、介護サービスの提供時に負傷、誤飲等により、医療機関を受診し、治療又は入院を要した場合(施設内での同程度の処置も含む)
- (3)食中毒及び保健所への通報が法令により義務付けられている感染症等が発生した場合
- (4)利用者又は職員による暴力又は犯罪行為等が発生した場合
- (5)利用者の無断外出が発生し、警察への通報又は捜索を要した場合
- (6)火災を含む災害が発生した場合
- (7)介護サービスの提供に係る交通事故が発生した場合
- (8)施設等の管理瑕疵による事故・不祥事が発生した場合
- (9)その他、介護サービスの提供時の事故で、事業者が報告する必要があると認められる場合

### 事故報告の様式

岩手県が定める既存報告書様式を活用してください。事故の内容に応じた補正及び、任意の様式による報告も可能です。必要に応じて、関係資料等を添付してください。

### 感染症に係る取り扱い

下記に該当する場合は、市及び保健所に速やかに報告し、併せて市に対して前述の事故報告書の提出をお願いします。

- (1)同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2)同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3)上記項目に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

## 2 事故防止について

介護事故が発生しないよう、あらかじめ予防策を講じることは当然ですが、事故が起こってしまった場合にはその原因を明らかにし、介護サービスの改善やサービスの質の向上につなげることで、同時にその取り組みを利用者や家族に理解いただくことが大切です。職員が個々の専門性を発揮しながら、利用者の日々の生活の支援ができるよう、介護事故を予防する体制づくりに努めてください。

### 事故を未然に防ぐために

#### 1. 組織の土台づくり

職員一人ひとりが小さなリスクを発見する目を持つためには、施設が目指すケアの理念や方針を職員全員で共有することが大切です。また、施設長や管理者のリーダーシップに頼るのではなく、職員が主体的に行動できる環境づくりが必要です。

#### 2. 指針・業務手順書の整備

各事業所の介護事故対策の基本として、事故の予防やリスクマネジメントの考え方、事故予防のための体制、事故発生時の対応、再発防止対策などをわかりやすく示すことが重要です。事故を防ぐための各種ケアの手順や事故発生時の対応の手順など、職員全員が容易に確認できるようにすることが大切です。

#### 3. 事故の報告と活用

万が一事故が発生した場合は、事故から学んだ教訓を活かし、同じ事故が二度と起こらないよう対策を講じる必要があります。ヒヤリ・ハット事例も、事故予防のための貴重な情報です。職員の事故報告への意識が高まると、本質的な原因を考えたケア方法の工夫にもつながります。

#### 4. 研修の実施

指針や業務手順書、報告のしくみ等を職員に伝え、浸透させ、効果的に運用するために、研修は重要な取り組みです。1回のみでなく、計画的に繰り返し開催することが効果的です。

#### 5. 関係者との連携

必要に応じて、家族、行政、事業所の運営法人との連携を図ることは、対策の強化や事故の未然防止につながります。

#### 6. 事故発生時の対応

緊急時の対応手順を定めておき、いざというときに適切な行動がとれるよう、平常時からの訓練が必要です。